監督命令

平成２４年（再）第１号
北海道広尾郡広尾町並木通東３丁目34番地
再生債務者　株式会社平沼重機
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　北海道帯広市大通南12丁目20あおば十勝ビル　あおば法律事務所　弁護士　千々和博志
平成24年６月７日　釧路地方裁判所帯広支部

平成２４年（再）第６８号
東京都墨田区東駒形３丁目５番10号
再生債務者　メルクス株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都中央区銀座３丁目11番18号真帆ビル５階　笠井総合法律事務所　弁護士　笠井　直人
平成24年６月11日
東京地方裁判所民事第20部

書面による決議に付する決定

平成２４年（再）第４０号
福岡市南区塩原３丁目21番18号
再生債務者　株式会社西通りプリン
1　決議に付する再生計画案　平成24年５月29日付け再生債務者提出の再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月５日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成24年６月28日
平成24年６月８日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第４１号
東京都江戸川区南篠崎町４丁目６番17号
再生債務者　株式会社西通り東京
1　決議に付する再生計画案　平成24年５月29日付け再生債務者提出の再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月５日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成24年６月28日
平成24年６月８日
東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２４年（再）第２２号
新潟県新発田市藤塚浜3310番地８
再生債務者　株式会社ニイブロ
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式1900株
2　再生債務者が１の株式を取得する日　募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
3　減少する資本金の額　資本金9500万円全額
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　募集株式と引換えにする金銭の払込期間における募集株式の引受人による最初の出資、及び会社法の定める手続のいずれもが終了した日
平成24年６月８日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２０年（再）第２８８号
東京都杉並区上荻１丁目９番１号―Ｄ
再生債務者　株式会社ケイラク
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年６月11日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第２９７号
埼玉県上尾市中妻４丁目２番地15
再生債務者　佐藤　一美
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年６月11日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２４年（再）第５９号
千葉県松戸市日暮２丁目５番地の17パークハイツ八柱３階
再生債務者　株式会社友愛システム
1　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都千代田区永田町２丁目11番１号　山王パークタワー21階　ＬＭ法律事務所　弁護士　柴田　祐之
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年６月８日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第２８号
埼玉県川越市大字下赤坂637番地21
再生債務者　中舘　光男
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月29日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月13日から平成24年７月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第５０号
埼玉県ふじみ野市亀久保３丁目８番22―408号
再生債務者　森　　清美
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月29日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月13日から平成24年７月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第９５号
千葉県市川市二俣１丁目10番15―501号
再生債務者　小関　雅裕
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月29日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月13日から平成24年７月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第４１号
兵庫県尼崎市大庄中通３丁目78番地の１
再生債務者　森　　澄子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月29日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月６日から平成24年７月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再イ）第７号
北海道苫小牧市澄川町５丁目８番８号
再生債務者　浅利　　浩
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月２日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月17日から平成24年７月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（再イ）第２４号
埼玉県春日部市豊町６丁目20番７号
再生債務者　藤田　和彦
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月２日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月13日から平成24年７月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再イ）第１１４号
札幌市西区八軒４条西４丁目１番８―806号
再生債務者　笠野　英一
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月３日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月17日から平成24年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第１８２号
札幌市手稲区前田８条９丁目13番14号、住民票上の住所札幌市手稲区稲穂１条１丁目13番20号
再生債務者　赤間　祐子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月３日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月17日から平成24年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部